

| 番号 | 件名 | 本学締結者 | 自治体代表者 | 締結日 | 満了日 | 備考 |
|----|----------------------------------|-------|----------------|------------|------------|---|
| 1 | 千代田区内大学と千代田区の連携協力に関する基本協定 | 理事長 | 千代田区長 | 2003.01.31 | 定めなし | 大妻女子大学、二松学舎、共立女子学園大学、日本大学、上智学院、日本歯科大学、専修大学、法政大学、東京家政学院短期大学、東京電機大学及び本学の11大学が、千代田区と締結。 |
| 2 | 相互友好協力協定書 | 理事長 | 調布市長 | 2004.02.17 | — | 有効期間3年(自動継続) |
| 3 | 「三鷹ネットワーク大学」に関する基本協定書 | 学長 | 三鷹市長 | 2005.03.18 | 定めなし | |
| 4 | 「多摩区・3大学連携協議会」に関する協定書 | 学長 | 川崎市長 | 2005.12.02 | 2020.12.01 | 専修大学、日本女子大学及び本学の3大学が、川崎市と締結。 有効期間5年 関係機関の協議により5年単位の更新可 (2010.12.02更新、2015.12.02更新) |
| 5 | 和歌山県新宮市と明治大学との連携協力に関する協定書 | 学長 | 新宮市長 | 2006.06.23 | 定めなし | 両者協議の上、改廃可 (関連協定等：平成18年新宮市・明治大学市民講座開設に関する覚書) |
| 6 | 明治大学及び長野県長和町における社会連携事業の推進に関する協定書 | 学長 | 長和町長 | 2006.06.30 | 定めなし | (関連協定等：明治大学と長野県小県郡長門町間における黒耀石研究活動の推進に関する協定書) |
| 7 | 明治大学と長野県飯田市との連携協力に関する協定書 | 学長 | 飯田市長 | 2007.03.16 | — | 有効期間3年(1年単位の自動継続) ただし、第2条「協力事項」に変更がない場合に限る。 |
| 8 | 明治大学と府中市との協働・連携に関する相互友好協定書 | 学長 | 府中市長 | 2007.12.07 | — | 有効期間3年(自動継続) 終了する場合は、満了日の3か月前までに申し出。 |
| 9 | 明治大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定書 | 理事長 | 川崎市長 | 2007.12.26 | 定めなし | (関連協定等：生田キャンパスに建設される新しい大学施設の市民利用に関する覚書) |
| 10 | 群馬県嬬恋村と明治大学との連携協力に関する協定書 | 学長 | 嬬恋村長 | 2008.12.14 | 定めなし | 両者協議の上、改廃可 |
| 11 | 明治大学・鳥取大学・鳥取県との連携協力に関する協定書 | 学長 | 鳥取大学長 鳥取県知事 | 2009.03.19 | — | 有効期間5年(自動継続) 終了する場合は、満了日の6か月前までに申し出。 |
| 12 | 山形県天童市と明治大学との連携協力に関する協定書 | 学長 | 天童市長 | 2010.12.16 | 定めなし | 両者協議の上、改廃可 |
| 13 | 鯖江市と明治大学との連携協力に関する協定書 | 学長 | 鯖江市長 | 2011.11.24 | 定めなし | 両者協議の上、改廃可 |
| 14 | 杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定書 | 学長 | 杉並区長 | 2011.12.02 | 定めなし | 女子美術大学、東京女子大学、高千穂大学、東京立正短期大学、立教女学院短期大学及び本学の6大学が、杉並区と締結。 |
| 15 | 浦安市と明治大学との包括的連携に関する協定書 | 学長 | 浦安市長 | 2012.05.28 | — | 両者協議の上、改廃可 |
| 16 | 明治大学、徳島大学、徳島県との連携・協力に関する包括協定書 | 学長 | 徳島大学長 徳島県知事 | 2013.11.03 | — | 有効期間5年(1年単位の自動継続) 終了する場合は、満了日の6か月前までに申し出。 |
| 17 | 中野区と明治大学との相互協力に関する基本協定書 | 学長 | 中野区長 | 2014.03.27 | — | 2015年3月31日まで(1年単位の自動継続) 終了する場合は、満了日の6か月前までに申し出。 |
| 18 | 富岡市と明治大学の相互協力に関する基本協定書 | 学長 | 富岡市長 | 2016.03.28 | — | 2021年3月31日まで(1年単位の自動継続) 終了する場合は、満了日の6か月前までに申し出。 |
| 19 | 明治大学と世田谷区との連携・協力に関する包括協定書 | 学長 | 世田谷区長 | 2016.03.29 | — | 有効期間5年(自動継続) 終了する場合は、満了日の6か月前までに申し出。 |
| 20 | 鳥取市と明治大学との連携協力に関する協定書 | 学長 | 鳥取市長 | 2016.11.13 | 定めなし | 両者協議の上、改廃可 |
| 21 | 福島県新地町と明治大学との連携協力に関する協定書 | 学長 | 新地町長 | 2019.02.28 | — | 有効期間3年(自動継続) 終了する場合は、満了日の3か月前までに申し出 |
| 22 | 大船渡市と明治大学との連携協力に関する協定書 | 学長 | 大船渡市長 | 2019.05.28 | — | 2020年3月31日まで(1年単位の自動継続) 終了する場合は、満了日の3か月前までに申し出 |
| 23 | 気仙沼市と明治大学との連携協力に関する協定書 | 学長 | 気仙沼市長 | 2019.07.27 | — | 2020年3月31日まで(1年単位の自動継続) 終了する場合は、満了日の3か月前までに申し出 |
| 24 | 長崎県と明治大学との連携協力に関する協定書 | 学長 | 長崎県知事 | 2019.10.27 | — | 2021年3月31日まで(1年単位の自動継続) 終了する場合は、満了日の3か月前までに申し出 |
| 25 | 大分県と明治大学との連携協力に関する協定書 | 学長 | 大分県知事 | 2021.03.24 | — | 2022年3月31日まで(1年単位の自動継続) 終了する場合は、満了日の3か月前までに申し出 |